平成２５年（フ）第１８１号
埼玉県狭山市大字堀兼2366番地の９
破産者　有限会社小柳ブロック
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３０３１号
東京都台東区柳橋２丁目１番９号
破産者　株式会社カズ、ニジュウイチ
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１号
岐阜県関市市平賀471番地　岩下住宅４号棟206号室、開始決定時の住所岐阜県関市下有知字榎畑1447番の１
破産者　金竹　要二
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
岐阜市新興町34番地２
破産者　今田　康子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７０６号
名古屋市中区上前津２丁目13番21号　プリマベーラ上前津２階
破産者　株式会社ナビグループ本社
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３３２号
名古屋市西区中小田井２丁目115番地
破産者　株式会社オーシャンズ
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３１号
名古屋市千種区自由ヶ丘１丁目15番16号
破産者　有限会社シノスコーポレーション
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４号
三重県伊勢市小俣町湯田781番地１
破産者　株式会社みつる
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
三重県志摩市大王町波切1056番地６
破産者　山本　宜和
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
大阪府門真市大字桑才171番地１
破産者　有限会社山岸精肉店
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第7号
和歌山県新宮市千穂３丁目７番７号
破産者　有限会社キャッツ・アイ
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第１０１号
金沢市粟崎町２丁目293番地１
破産者　株式会社エーティーエス
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

破産手続終結

平成２２年（フ）第４４００号
東京都港区南青山２丁目12番12号
破産者　株式会社オリカキャピタル
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７１号
岐阜県各務原市前渡東町２丁目131番地
破産者　株式会社佐々木建装
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２９号
横浜市西区浅間町１丁目６番地11―２Ｆ
破産者　ドリームメディア株式会社
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６号
島根県益田市遠田町2583番地１
破産者　有限会社ゑびすや
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第３０８号
愛媛県松山市安城寺町1595番地
破産者　橘設計工務株式会社
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１６号
福岡県大川市大字荻島312番地
破産者　眞﨑　正憲
1　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
2　一般調査期日　平成25年９月４日午前10時30分
平成25年７月３日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
愛知県津島市常盤町１丁目34番地　スウィートテラスＢ棟101号
破産者　田中　淳一
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月19日午前10時
平成25年７月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３２４号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号　大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　芳丸水産株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後３時30分
平成25年７月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３２号
大阪市中央区平野町２丁目６番13号　平野町ラガービル
破産者　有限会社ボスコ
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月９日午後３時
平成25年７月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３３号
京都市北区紫野南舟岡町42番地８、開始決定時京都市北区大宮東脇台町35番地３
破産者　川口　泰弘
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月９日午後３時
平成25年７月３日
大阪地方裁判所第６民事部